新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインにおける 対応レベルの変更について

> 危機対策本部長 山 極 壽 一

このたび、新型コロナウイルス感染症への対応に関し、政府において京都府、大阪府、兵庫県に出されていた緊急事態宣言の解除が行われました。しかし、京都府から本学に対し発せられていた「施設の使用制限の要請」については、緊急事態宣言解除に伴い府外から流入する多くの学生による感染リスクなどが考慮され、引き続き5月31日まで継続されているところです。

ついては、京都府の要請継続を踏まえ、授業については、引き続き、原則としてオンラインで実施できるものに限ることとします。

一方、研究活動については、平成2年5月14日に文部科学省から「感染拡大の防止と研究活動の両立に向けたガイドライン」が示され、これを踏まえ、感染拡大の防止に最大限配慮したうえで、可能な限り研究室における研究作業時間を削減し、可能な作業は自宅で行うこととします。また、首都圏及び北海道については、緊急事態宣言が継続されていることから、これら特定警戒都道府県への移動はやむを得ない場合を除き原則禁止し、かつ、不要不急の都道府県をまたぐ移動についても可能な限り自粛をお願いいたします。

以上のことから、5月 22 日より「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン」における各カテゴリーの対応レベルをレベル3から**レベル2**に変更することとい<u>たします。</u>

なお、京都府からの施設の使用制限の要請が継続され、引き続き、感染拡大予防の慎重な行動が求められていることから、各部局におかれては、本ガイドラインをボトムラインとし、各々の状況に応じ、より高い制限のご検討をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン:レベル2

【Categoryl: 授業(講義、演習、実験、実習)·課外活動】

※レベル3と内容は同じです。

〇 授業活動等

対面授業は原則停止し、オンライン授業を中心に実施する。 やむを得ず対面で実施する場合には感染拡大の防止に最大限の配慮をして行う。 特に演習、実験、実習を対面で行う場合には、密集、密閉、密接を厳密に排除できる ことを確認した上で実施する。

○ 課外活動 すべての課外活動を自粛する。

【 Category2: 学内会議の実施・職員の勤怠】

○ 学内会議の実施 感染拡大の防止に最大限の配慮をしたうえで、対面会議を実施する場合には、オン ライン参加を推奨する。

○ 職員の勤怠

執務室における人の密度を抑制するため、必要な業務の見直しを行いつつ、在宅で 可能な業務は在宅勤務を推奨する。

【 Category3: 研究活動】

- 感染拡大の防止に最大限の配慮をしたうえで、可能な限り研究室における研究作業 時間を削減し、可能な作業は自宅で行うように努める。 研究室メンバー(学生を含む)の歓送迎会など、研究室外での行事や催しは禁止する。
- ※「感染拡大の防止と研究活動の両立に向けたガイドライン」(令和2年5月14日文部 科学省作成)を踏まえ、感染拡大の予防に最大限の配慮をする。